

## 海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本助成金は、グローバル化に対応した教育が推進される中、国内にとどまらず海外進学を目指す高校生等が、その能力測定に必要となる英語試験等（以下「英語試験」という。）を、家庭の経済状況にかかわらず受けられるよう、低所得世帯の高校生等に対して、英語試験の受験料を助成することにより、保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

### (助成金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県内の高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）に在籍する生徒（以下「生徒」という）の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）のうち生徒が別表第1欄の英語試験を受験する時点において、同表第2欄の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、別表第3欄の経費の額に同表第4欄に定める率を乗じて得た額（同欄に定める額を上限とする）以下の額とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本助成金の交付申請は、毎年2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書は様式第1号によるものとし、申請書に添付すべき同条第1項に掲げる書類は、別表第5欄に掲げる書類とする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本助成金の交付決定は規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた後、審査を開始した日から、20日以内に行うものとする。

2 本助成金の交付決定通知は様式第2号によるものとする。

### (実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第1号の提出をもって、報告があったものとみなす。

### (雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

1 助成対象の試験	<p>生徒が申請年度の前年度の2月から申請年度の1月までに受験した以下の試験</p> <p>(1) TOEFL iBT テスト</p> <p>(2) IELTS(International English Language Testing System)</p> <p>(3) その他、知事が海外進学的能力測定に必要な民間英語試験として認めたもの</p> <p>※以下のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>(1) 海外進学に必要な能力測定を目的とすること</p> <p>(2) 試験当日に受験すること</p>
2 助成の要件	<p>以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>(1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けている世帯</p> <p>(2) 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である</p> <p>(3) 保護者が児童扶養手当を受給している世帯</p>
3 助成対象経費	受験料
4 助成額	受験料の1/2の額（助成額の上限：20,000円）
5 申請書（様式第1号）添付書類	<p>(1) 及び(2)から(4)のいずれか</p> <p>(1) 受験料の領収書</p> <p>(2) 保護者全員の課税証明書（2月から6月に受験した試験についてはその前々年分、7月から翌年1月までに受験した試験については当該年度の課税証明書）</p> <p>(3) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けている世帯の者である場合は、生活保護の対象となっている旨の記載がある生活保護受給証明書等の写し</p> <p>(4) 保護者が児童扶養手当を受給している旨の記載がある児童扶養手当証書の写し</p>

※1 助成対象の「知事が海外進学的能力測定に必要な民間英語試験として認めたもの」については、事前に問い合わせること。

※2 助成は申請順に行い、予算の都合により減額、あるいは支給しない場合がある。